

非正規職員の雇い止め問題をめぐって

宮城県労働委員会

東北大学の不当労働行為を認定

無期転換できない理由は 十分に説明されていない！

組合は、准職員・時間雇用職員の雇用更新上限を5年とし、一律に雇い止めるという大学の人事方針について、その必要性・合理性が十分に説明されておらず、労働組合法第7条2項の不当労働行為（不誠実団交）にあたるとして二〇一八年二月二〇日、宮城県労働委員会に救済申し立てを行っていました。宮城県労委は二〇一九年十一月十四日付で、団体交渉の中で「希望者を無期転換した場合の財務状況」の説明を十分に行わなかったと、組合の主張の骨格部分を認め、東北大学に対して誠実に団体交渉を行うよう命令を出しました。

組合は十一月十八日、不当労働行為認定を真摯に受け止め、不服申し立てなどを行なわず、問題の早期全面解決を図るべきだとする声明を発表し、また大学に対して申し入れを行いました。

わたしたちは、雇用の安定のために改正された労働契約法の趣旨を活かし、安心して働き続けられる東北大学を取り戻すため、人事方針を見直すことを、改めて強く要求します。

東北大学職員組合

<http://tohokudai-kumiai.org/>

mail: info@tohokudai-kumiai.org

